

益田市農業委員会第34回総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月26日(木) 午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所 人権センター 多目的ホール

3. 農業委員(出席11名)(欠席5名)

1番 又賀 保(出)	2番 大畑 美里(出)	3番 須藤 寿人(出)
4番 吉村 太(出)	5番 大庭 清(出)	6番 齋藤 浩文(出)
7番 御神本康一(欠)	8番 田中 綾(欠)	9番 佐原 晃子(出)
10番 領家 耕一(出)	11番 松本 幸夫(出)	12番 谷本 大輔(出)
13番 柳田 継男(出)	14番 豊田 志摩(欠)	15番 宮川 有衣(欠)
16番 西川 友史(欠)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席23名)(欠席1名)

1番 増野 六彦(出)	2番 三輪 昌義(出)	3番 澁谷 記幸(出)
4番 澤江 浩一(出)	5番 山根 健治(出)	6番 寺戸 康人(出)
7番 三浦 尚人(出)	8番 田原 勝美(出)	9番 野村 浩三(出)
10番 寺戸豊太郎(出)	11番 塩満 文雄(出)	12番 河野 正憲(出)
13番 青木 伸爾(出)	14番 中村 敏幸(出)	15番 棕木 昭雄(出)
16番 長谷川孝明(出)	17番 豊田 繁雄(出)	18番 中島秀一郎(出)
19番 宮内 英之(出)	20番 棕木 孝光(出)	21番 岡崎 定佳(出)
22番 渡邊 豊孝(出)	23番 河野 光好(出)	24番 三浦 和顕(欠)

5. 提出議案

議第156号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第157号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第158号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第159号	農地でないことの確認について
報第137号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
報第138号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第139号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第140号	農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 柳井局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

大庭清職務代理	それでは、定刻になりましたので、只今より第 34 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、12 番の谷本委員、13 番の柳田委員、よろしくお願いいたします。 本日の欠席委員は、農業委員が 7 番御神本康一委員、8 番田中綾委員、14 番豊田志摩委員、15 番宮川有衣委員、16 番西川友史会長、農地利用最適化推進委員が 24 番三浦和顕委員。 はじめに、「議第 156 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 昭和町
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、昭和町の畑 1 筆 254 平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため。譲り受け事由は、譲渡人の要望に応えるためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくをお願いいたします。
大庭清職務代理 大畑美里委員	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。 2 番大畑です。現地確認は 3 月 14 日に又賀委員と行いました。申請は譲渡人が他県に住んでおり耕作ができず荒地になっているため、譲り渡すためです。適当であると判断しました。
大庭清職務代理 事務局	2 番 白上町 本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、白上町の田 2 筆 9,447 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢になり耕作が困難なため。譲り受け事由は、農地の荒廃化を防止するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくをお願いいたします。
大庭清職務代理 柳田継男委員	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。 豊田委員が欠席なので話を聞いていますので報告したいと思います。16 日に岡崎委員と現地確認を行いました。〇〇の近くの農地で、以前より〇〇さんが管理しておられたそうです。柿が植わってありますが、柿は栽培しなくて保全管理をするということです。別に問題ないと思います。
大庭清職務代理	3 番 川登町

事務局	本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、川登町の畑1筆 888平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作することが困難なため。譲り受け事由は、申請地の隣地に居住しており、買い受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
大庭清職務代理 柳田継男委員	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。 こちら16日に岡崎委員と現地確認を行ったそうです。場所は〇〇の近くで既に農地としてあるそうで、そこにちょっとした果樹でも植えるような考えがあるそうですので、きれいにしてありますので、別に問題ないと思います。
大庭清職務代理	本日の3条申請は以上3件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第156号 農地法第3条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第157号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番 匹見町道川
事務局	土地の所在は、匹見町道川の田 1筆 680平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は植林で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明については、既に完了しているためありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
大庭清職務代理 河野光好推進委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 3月18日に西川会長と宮川委員、三浦推進委員と現地確認を行いました。すでに植林もされております。問題はないと思います。
大庭清職務代理 事務局	2番 匹見町道川 土地の所在は、匹見町道川の田 4筆 2,562平方メートルです。

大庭清職務代理 河野光好推進委員	都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第２種農地と判断致します。 転用目的は植林で、転用許可該当条項は農地法第４条第６項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明については、既に完了しているためありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
大庭清職務代理 事務局	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 先程の場所の近くにあるんですけど、令和６年に伐採されておりました今立木はありませんけども以前は植林されておりました。改良区の意見書とか申請者の始末書も出ております。よろしくお願いします。
大庭清職務代理 事務局	３番 匹見町道川 土地の所在は、匹見町道川の田 １筆 １,１４８平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第２種農地と判断致します。 転用目的は植林で、転用許可該当条項は農地法第４条第６項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明については、既に完了しているためありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
大庭清職務代理 河野光好推進委員	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 これも先程の場所の近くになりますけども、これももう植林されておりますので問題はないと思います。以上です。
大庭清職務代理	本日の４条申請は以上３件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございませうか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第１５７号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第１５８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局	１番 乙吉町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、乙吉町の畑３筆 １,４８８平方メートルです。 都市計画区域内の用途地域であるため、第３種農地と判断いたします。 転用目的は庭・進入路・駐車場・資材置場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第４４条第３号の規定に該当いたします。

大庭清職務代理 又賀保委員	雨水は地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
大庭清職務代理 事務局	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします 1 番又賀です。現地確認は3月14日に大畑委員と行いました。譲渡人は〇〇県に住まわれていて遠方であり、この度住居を合わせて譲受人に譲るということになっておりまして、この隣接する農地と一緒に所有権移転することによってでございます。現地に行ってみました。現在はこういった形で既に利用されておりまして、住居の庭、また進入路、そして駐車場、資材置き場等に利用されるということになっております。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。
大庭清職務代理 事務局	2 番 中島町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中島町の畑1筆 1,365平方メートルです。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
大庭清職務代理 大畑美里委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします 2 番大畑です。現地確認は3月14日に又賀委員と行いました。申請は分譲宅地として販売するため、隣接農地の承諾書も添付されています。上下水道も完備された所で適当であると判断しました。以上です。
大庭清職務代理 事務局	3 番 大谷町 本件は、使用貸借に係る許可申請です。 土地の所在は、大谷町の田畑3筆 310平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 排水は合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
大庭清職務代理 齋藤浩文委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします 6 番齋藤です。ここの場所ですけれども、3月16日に御神本委員と野村推進委員とで現地を見られたということによってでございます。場所でございますけれども、大谷町の〇〇から益田寄りの集落の川側になりますけれども、そこに〇〇さんという方が家を建てられるということによってでございます。それで貸す方と借りる

大庭清職務代理 事務局	方、親子関係になっているということでございます。資金証明、土地改良区の意見書等々は添付されております。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。 4 番 大谷町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、大谷町の畑 1 筆 109 平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 排水は合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
大庭清職務代理 齋藤浩文委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします 6 番齋藤ですけども、先程の件で 1 筆ほど〇〇さんという方が隣に土地を持っておられるということで、これを含めた宅地造成をして家を建てるということで譲り受けをされるということでございます。資金証明、土地改良区の意見書等々付いておりますので問題ないと思います。
大庭清職務代理 事務局	5 番 横田町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、横田町の田 2 筆 915 平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明は金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
大庭清職務代理 領家耕一委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします 10 番領家です。3 月 24 日に青木推進委員と現地確認を行いました。以前もこの場所をやったところがあるんですが、設置している近くになります。隣接者の同意書、また土地改良区の意見書が添付されておまして特別問題はないのではないかと思います。農地ではありますが管理はされておる状態です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
大庭清職務代理 事務局	6 番 横田町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、横田町の田 1 筆 1,064 平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地

大庭清職務代理 領家耕一委員	であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明は金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。 続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします 10番領家です。3月24日に青木推進委員と現地確認を行いました。この場所は白地でもあります。ここ数年この圃場は耕作した形跡がないような状態で、この度の売買の話になったのではないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
大庭清職務代理 事務局	7番 安富町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、安富町の田2筆 2,082平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明は金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
大庭清職務代理 領家耕一委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします 10番領家です。3月24日に青木推進委員と現地確認を行いました。この土地は管理はされておりますが耕作はここ数年されていないような状態です。 隣接者の同意書、また土地改良区の意見書も添付されておりまして、周辺も太陽光パネルが設置してある地域になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
大庭清職務代理 事務局	8番 美都町仙道 本件は、使用貸借に係る許可申請です。 土地の所在は、美都町仙道の田畑3筆 1,198平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は貸駐車場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は道路側溝へ接続します。 資金証明は金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。 続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします

理 佐原晃子委員	9 番佐原です。3 月 16 日に田中委員と寺戸推進委員と現地確認を行いました。ここを駐車場にして使われるということでした。補足について推進委員に説明していただきます。
寺戸豊太郎推進委員	推進委員の寺戸です。先程話がありましたように圃場に隣接する〇〇の駐車場として貸すということで、駐車場に転用するということです。 令和 7 年までは〇〇が隣接する 1 筆、合わせて 3 枚ほど田んぼを作っていました。本当はもう 1 枚も手続きをしたかったそうなんですけど、なかなか話が詰まないということで結局 2 枚だけ転用の許可をとったということです。残りの 1 枚田んぼが残りますが、ちゃんと水を引けるように水路整備をして〇〇が継続して管理するそうです。〇〇にも新しく借りられる〇〇さんにも状況確認をしまして問題ないと判断しております。以上です。
大庭清職務代理	本日の 5 条申請は以上 8 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 158 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 159 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。 1 番 乙吉町
事務局	申請地は乙吉町の 1 筆 501 平方メートルです。長年耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。
大庭清職務代理 又賀保委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします 1 番又賀です。登記簿上では畑になっておりますが現実には竹藪になっておりまして、非農地の証明をしてほしいということで今回でております。現地に行きましたが、証明願いの通り竹藪でこんもりした小山になっており、非農地として認められるという風に判断しました。以上です。
大庭清職務代理 事務局	2 番 小浜町及び戸田町 申請地は小浜町及び戸田町の 5 筆 1,433 平方メートルです。昭和 60 年頃から耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。
大庭清職務代理 柳田継男委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします 13 番柳田です。小浜町の場所は〇〇の所で昔そこに 2、3 件家があったような気もするんですけども、道路下にあるところなんですけども、全然農地と

	しての役目はなされおらず山林化しています。それと戸田町の1件は山の中で目視できないような状態でしたが、山と一緒に畑がなくなっておまして、木が生い茂り農地としての役目はなしてませんので非農地として成立すると思います。よろしくお願いします。
大庭清職務代理 事務局	3番 匹見町澄川 申請地は匹見町澄川の3筆1,795平方メートルです。昭和50年頃から耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願いします。
大庭清職務代理 河野光好委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします 匹見の河野です。場所は〇〇の真向かいにありますけども、竹とか木が生えていて、とても農地にはできないと思います。よろしくお願いいたします。
大庭清職務代理 事務局	4番 匹見町道川 申請地は匹見町道川の1筆66平方メートルです。昭和30年頃から耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願いします。
大庭清職務代理 河野光好推進委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします この場所も4条のときの場所と同じ所で山の中腹辺りにありまして、現地には行かれなかったの道路から目視しましたけども、もう山林になっております。よろしくお願いいたします。
大庭清職務代理 事務局	5番 匹見町道川 申請地は匹見町道川の3筆656平方メートルです。昭和35年頃から耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願いします。
大庭清職務代理 河野光好推進委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします この場所も先程の場所とあまり離れてない所にありますけども、道路からの目視でないととても行けない所でありました。もう山林になっておりますので、よろしくお願いいたします。
大庭清職務代理	本日の農地でないことの確認は以上5件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございましたか。
齋藤浩文委員	6番齋藤です。3番の件についてお伺いします。申請者のところで〇〇さんの遺言執行者〇〇さんという方が名前が出ているんですけども、〇〇さんと〇〇さんというのは身内なんですか。
河野光好推進委員	兄妹です。妹さんです。お兄さんが家を継がれとったんです。亡くなられて。

齋藤浩文委員	それならいいんですが。他人だったらどうやって農地転用を申請したのかと思ったので、分かりました。
大庭清職務代理	よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 158 号 農地でないことの確認について」は承認の扱いとさせていただきます。 そう致しますと本日の議事については以上でございます。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。
事務局	「報第 137 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 6 件、再設定が 0 件、所有権移転が 9 件の合計 15 件、87,987 m² です。 「報第 138 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は 19 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 4 件です。 「報第 139 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」届出件数は 3 件です。解約理由は、1 番～2 番は新たな担い手に農地を集約するため、3 番は高齢のため、それぞれ合意解約がなされたものです。 「報第 140 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の農業用施設に供する届出について」届出件数は 1 件です。 申請地は、飯田町の 1 筆 400 平方メートルの内 30 平方メートルです。進入路の利用でございます。 報告は以上でございます。
大庭清職務代理	ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) それでは無いようですので第 34 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。 以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

	会 長
--	-----

	12 番
--	------

	13 番
--	------

--	--